

アーツカウンシル助成事業

令和8年度文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム

のご案内

【本事業の実施にあたって】

信州アーツカウンシルでは、令和4年度より、県民・地域が主体となって取り組む文化芸術活動に対する助成や相談・助言等の寄り添い型支援を通じて、担い手の発掘や育成を行うとともに、長野県の多様な文化芸術を多様な主体が支える環境づくりを推進しています。

5年目を迎ますが、始まって間もない制度として、年ごとの応募・採択の状況や地域における文化芸術環境、担い手の状況を見ながら、毎年新たな状況を受け止め、運営のあり方を調整しています。

令和8年度、信州アーツカウンシル助成プログラムの新たな展開としては以下の点があります。

- ① 令和4～6年度に継続して助成し、令和7年度は支援対象外とした団体を、令和8年度は支援対象（申請可能）とします。
※令和5～7年度に継続して助成を受けた団体は申請を控えていただく。（令和8年度支援対象としない）
- ② 未だ助成を受けたことがない団体の参入機会が確保されるように、審査基準を見直しました。
- ③ 長野県外に在住する担い手が、長野県内において地域と協働して取り組む活動を支援する新プログラムを検討しています。（令和8年4月以降に募集予定）

人口減少が暮らしに変化をもたらし始めている現在、文化芸術と様々な分野が連携し、多様な人々が地域において協働・共創することの重要性が高まっていると考えています。

そこで、地域社会また文化芸術活動の持続的な発展の為には、優れたアイデアや運営力をもつ団体が、担い手の裾野を広げつつ、効果的な活動を行い、持続的な活動基盤の強化を図っていただくことが必要であると考え、①のとおり、助成支援対象とすることとしました。

同時に、経験の浅い団体が助成を受けレベルアップするチャンスが著しく減ることのないように、②のとおり、審査基準を見直します。

これに加えて、長野県内での文化芸術の担い手の裾野を更に広げるため、③のとおり、県内への移住や多拠点展開を念頭に、長野県内での継続的な活動を希望する県外の団体や、過疎化、少子高齢化により担い手が不足している地域と協働する関係人口の方たちが、信州アーツカウンシルの助成プログラムに申請できる新たな枠組みを検討しています。

これから地域の文化的基盤を支え、新たなアクションを試みる担い手の活動を後押ししながら、互いの繋がりを強めるような活動を行っていきたいと思います。

皆様のご応募をお待ちしております。

本助成プログラムの財源には長野県文化振興基金を活用しています

令和8年（2026年）1月
信州アーツカウンシル
（（一財）長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進局）

アーツカウンシル助成事業
令和8年度文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム
募集要項

1 対象となる活動

長野県の文化芸術の持続的な発展に資する可能性があり、チャレンジ精神や創意工夫の見られる活動で、自らの問題意識に基づいて社会における課題を設定し、様々な人や組織との連携・協働を行いながら取り組む活動。

(詳細は、下記「5 助成金による支援」を参照願います。)

2 対象者

長野県内に本部や主たる拠点が存在する文化芸術団体、NPO法人、中間支援団体、福祉団体等の団体やグループ（法人格の有無、種別は問いません。）

なお、地方公共団体が出資する法人は対象となりません。

※ 次に掲げる団体は、応募することができません。

- ・暴力団（長野県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に該当する団体）
- ・団体を構成する者に暴力団員（条例第2条第2号）、暴力団関係者（条例第6条第1項）に該当する者がいるもの

3 活動場所

主に長野県内

4 対象となる分野

次に掲げる文化芸術の創作や表現に係る活動

芸術	(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等)
メディア芸術	(映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等の電子機器を利用した芸術)
伝統芸能	(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸術)
芸能	(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等)
生活文化	(書道、華道等)
地域文化	(地域固有の伝統芸能、地域の人々による民俗芸能等)

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条～第12条、第14条より。

5 助成金による支援

種類	想定する活動・支援	上限額、助成率
A 活動推進支援 プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における文化芸術活動の定着や新たな実施に取り組むもの ・収益性に馴染まないが他分野への波及が期待できる活動の立ち上げ支援 	500,000 円 10／10 以内
B 活動基盤強化支援 プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の力を他の分野や他の地域に展開し、県内での新たな活力創出に取り組むもの ・定着や自走の可能性がある活動を寄り添い型で支援 	3,000,000 円 1／2 以内 (一般管理費 15%以内) <small>※</small>

いずれのプログラムも最大3年の継続支援を予定（同一年度における併給不可）

■事業の企画・運営における環境への配慮

人間活動に起因する、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出増により、気温上昇等の気候変動が引き起こされていることから、信州アーツカウンシルでは、持続可能な社会と、自然と調和する循環的で文化的な暮らしの実現を目指した取組を推進していきます。

本助成プログラムに関わる団体・グループの皆さんにおいても、環境に配慮した事業計画の立案と運営をお願いします。

※ Bプログラムの一般管理費について

助成対象外となる経費について、一般管理費としての計上を可能とし、団体・グループの活動基盤強化を支援します。一般管理費の計上額は、助成対象経費総額の15%を上限とします。このうちの1／2を助成金で支援します。

【例】助成対象経費総額：600万円 → 一般管理費計上額：90万円

助成対象団体に選定された場合、1／2の45万円を助成金で支援

【対象となる事業例】

- ①地域で活動する文化芸術の担い手（アートマネジャー、アーティスト等）による運営向上、人材育成、活動持続化に資する取組
- ②文化芸術を媒介に、様々な分野の担い手が連携して地域の課題への対処を試みる取組
- ③文化芸術による新たな発想で地域の魅力や価値を高め、県内外に発信する取組
- ④障がい者福祉、高齢者福祉、多文化共生などの分野と協働し、社会包摂（インクルーシブ）を推進する文化芸術の取組
- ⑤次世代を担う子どもたちが文化芸術を体験し、地域における学びの機会を創出する取組
- ⑥地域の歴史文化や自然、文化的資源の発掘・活用・継承に資する取組
- ⑦気候変動の課題を意識し、信州の自然と調和する循環型で文化的な暮らしの創造に資する取組

【対象とならない事業例】

- ①申請団体の通常の活動や所属・招聘芸術家の発表が中心で、地域との連携や活動環境を整えていく要素が少ないと考えられる活動
- ②団体やグループを構成する者の個人的な活動
- ③サークル、同好会等が行う習い事や稽古事等の講習会、発表会等に留まる活動
- ④公衆の用に供するに当たり交付対象者以外の著作権を侵害する恐れのある活動
- ⑤宗教的活動又は政治的活動
- ⑥公序良俗に反する活動
- ⑦令和5～7年度に本助成プログラムの支援を継続して受けた団体の活動

6 助成対象経費

別紙のとおり

7 助成金交付の対象となる活動期間

助成金交付決定の日から令和9年（2027年）2月28日（日）まで

ただし、事前着手届を提出し、やむを得ない事由があると認められた場合には、内示日以降の活動への着手が可能となります。

令和9年3月は、成果報告、継続審査を行う期間とすることを予定しています。

8 募集期間（期間中に説明会・相談会を開催します。）

令和8年（2026年）2月4日（水）～3月6日（金）【申請フォーム：17時必着】

（※ 郵送での提出は、3月6日（金）必着）

【募集期間中の説明会、相談会】

種類	日程	申込期限	会場、利用アpri
説明会・相談会（対面）	北信会場 2/4（水）	各開催日の2日前の正午	県立長野図書館 3階会議室
	南信会場① 2/5（木）		長野県伊那文化会館 小ホール
	南信会場② 2/6（金）		飯田市公民館 大会議室C・D
	東信会場 2/10（火）		佐久市市民創鍊センター 視聴覚室
	中信会場 2/12（木）		キッセイ文化ホール 第2会議室
オンライン相談会	第1回 2/7（土）		「ZOOM」を活用します。相談時間確定後、接続先を登録のメールアドレスに送信します。
	第2回 2/13（金）		

相談内容	助成金の応募、活動に関する具体的相談
必要書類	事業計画及び予算書をご用意ください。
対応スタッフ	信州アーツカウンシル（（一財）長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進局）のコーディネーターほか

※1 対面の説明会・相談会は、各日とも13:30から全体説明を行った後、14:00～16:00の時間で行います。オンライン相談会は、各日とも10:00～12:00、14:00～16:00の時間で行います。1つの団体・グループにつき25分で相談時間を設定します。

※2 事前予約制となります。別紙申込用紙により、各開催日の2日前の正午までに申し込みをお願いします。

（2月10日（火）佐久会場の申込のみ2月7日（土）正午を期限とします）

※3 事業計画、予算書を拝見しながら相談を行いますので、予めご用意ください。

9 実施における相談支援体制

8の説明会、相談会に加え、申請、活動、成果報告の各段階において、必要に応じて、信州アーツカウンシルのコーディネーター（専門スタッフ）が相談を受け、文化芸術に係る専門的知見に基づいて活動への助言を行います。（申請段階における相談の有無は選定の要件とはなりません。）

10 応募方法

信州アーツカウンシル公式Webサイトから申請に係る書式をダウンロードの上、必要事項を記入し、申請フォーム又は郵送にて提出してください。

提出書類	事業計画書（様式第1号）
	収支予算書（様式第2号）
	支出の部 内訳表（様式第2号別紙①）
	団体・グループの実績がわかる書類及び規約・定款・会則
提出先	<p>【申請フォーム】 https://shinshu-arts council.jp/aiding/subsidy-form/</p> <p>※今年度よりデータ提出は申請フォームからのみとなります。</p> <p>（申請フォームは2月4日（水）に公開します。）</p> <p><u>メールにて提出されたものは受付できませんので、ご注意ください。</u></p> <p>【郵送先住所】 〒380-0928 長野市若里一丁目1-4 県立長野図書館1階 (一財)長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進局 電話番号：026-223-2111</p>



【注意事項】

(1) 申請フォームで提出の場合

- ・提出データの形式（拡張子）を以下のものとしてください。
(. docx、. doc、. xls、.xlsx、.pptx、.ppt、.pdf、.jpg、.png)
 - ・1ファイルのサイズは、事業計画書（様式第1号）、
収支予算書（様式第2号）、支出の部 内訳表（様式第2号別紙①）は3MB
以内、それ以外は10MB以内とし、
各ファイル名には団体・グループ名を記載してください。
 - ・送信完了後、自動で送信者に受領完了メールが届きます。
送信後、当日中に受領完了メールが届かない場合は、
電話にて連絡をお願いします。
- ※定休日：日曜、月曜、祝日、2月24日（火）

(2) 郵送の場合

封筒の表面に「2026信州A C助成プログラム申請書類在中」と朱書きしてください。

11 審査

(1) 審査方法

申請された活動に対し、信州アーツカウンシルが事前調査を行い、外部審査員も含めての評価を踏まえて、信州アーツカウンシルの責任者が採択原案を取りまとめた上で、アドバイザリーボードに審議を依頼し、意見具申を経て決定します。

(2) 審査のポイント

- ①実現性：企画力、実施・進捗管理ができる体制、活動場所、予算、スケジュールの妥当性が確保されているか。あわせて、課題設定が妥当であり、課題解決に結びつく可能性のみられる活動であるか。
- ②必要性：当該地域や当該活動団体であるからこそ取り組むことのできる活動であるか。また、当該団体が本助成の支援を受けた期間に見合った水準の活動となっているか。
- ③弾力性：地域における人とのつながりなど、活動環境に応じて柔軟に対応できる活動であるか。
- ④持続性：文化芸術活動の持続的発展が望めるか。並びに、環境持続性への意識を持ち、循環型で文化的な暮らしの創造への配慮がなされているか。
- ⑤波及性：協働・共創する新たな関与者を得て、地域内や他の活動団体・創作者へ伝播していく活動であるか。

(3) 審査の結果

審査結果については3月末頃に電子メール等にてお知らせします。

<採択（交付決定）までのスケジュール（予定）>

1 募集期間	令和8年2月4日（水）～3月6日（金）
2 審 査	令和8年3月中旬～下旬
3 採択結果通知（内示）	令和8年3月末
4 助成金交付申請書受付	令和8年4月上旬～
5 交付決定	令和8年4月中

12 選定された場合の注意点

(1) 助成金の返金・減額

助成金の交付後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違している点のあることが判明した場合、また本事業の要綱等や法令に違反した場合は、交付決定を取消し、助成金を返還していただくことがあります。

(2) 選定結果・活動内容の公表

選定された活動については、団体等の名称、活動の概要、活動の状況、助成金額等の情報を、信州アーツカウンシル公式Webサイトや広報媒体等で公表します。

(3) 経過報告及び実績報告、活動の評価

活動の進捗状況、実績等について、必要に応じて報告をしていただきます。あわせて、事業終了後、指定する期日までに、指定の様式による実績報告書及び会計書類の提出をしていただきます。

(4) 会計書類等の収集・保管

ア 支払関係書類の収集・保管

・実績報告に伴う会計書類として、助成金対象経費の支払関係書類〔〈領収書〉又は〈請求書と金融機関振込明細票のセット〉〕の写しを提出していただきます。申請期間中に事業の準備が進行する場合は、次の点に留意し予め支払関係書類を収集してください。

(ア) 支払関係書類に記載の名称は、団体等名と一致させること。（略称は不可）

(イ) 発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記載されていること。

(ウ) 5万円以上の支出による領収書には下記表に記載の収入印紙を貼付の上、消印が押されていること。（電子帳簿保存法に基づく電子領収書を除く）

記載された受領金額	領収書に貼付する収入印紙額
5万円以上100万円以下	200円
100万円を超え200万円以下	400円
200万円を超え300万円以下	600円

※ 支払関係書類に不備があった場合、その分の経費が認められず、助成金額が減額となる場合があります。

イ 助成金交付に関する書類の保管〔5年間〕

- ・選定された団体は、助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿及び支払関係書類（領収書、請求書、金融機関利用明細書等）を他の経費と区分して整理し、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保管してください。

13 安全への配慮

活動にあたっては、安全等に配慮し、万一事故等が発生した場合は、責任をもって対処するとともに、速やかに状況を信州アーツカウンシルまで報告してください。

14 事業を中止する場合

事業を中止する場合は、速やかに状況を信州アーツカウンシルまで報告してください。

15 申請に当たっての留意事項

本助成事業の募集は、令和8年度の予算成立後、速やかに事業を開始出来るようになりますため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。

従って、本助成事業における交付決定は、信州アーツカウンシルに係る令和8年度長野県一般会計予算の成立及び一般財団法人長野県文化振興事業団理事会による令和8年度予算の承認が条件となりますので、予めご了承ください。

16 個人情報の取り扱い

本助成事業への応募の際に記入いただいた個人情報については、信州アーツカウンシルが厳重に管理し、以下の目的にのみ利用します。

- ・本事業の応募者の管理と審査のため
- ・本事業に関する応募者本人及び代理人への連絡のため
- ・本事業の記録のため
- ・今後実施する信州アーツカウンシルの事業案内のため

17 お問い合わせ

信州アーツカウンシル

（（一財）長野県文化振興事業団 アーツカウンシル推進局）

電話 026-223-2111 ※定休日：日曜、月曜、祝日、2月24日（火）

FAX 026-223-2112

電子メール ac-josei@naganobunka.or.jp

○助成対象経費

費　目	内　容
制作費	制作費（脚本、作曲、美術作品、映像編集・制作、デザイン、ロケーション等）、作品等実演費（演出、舞台監督、音響、照明、設置、試作、オペレーションスタッフ等）、賃借料（美術作品 一保険料を含む一、機材等）等
報償費	企画・調査料、出演料、芸術家謝金、講師謝金、通訳謝金等
委託費	業務委託費
旅　費	公共交通機関の利用に係る交通費、高速道路料金、宿泊料（交通費、高速道路料金は最短経路による）
使用料・賃借料	会場使用料、会場設営費、会場撤去費、レンタカー使用料等
通信・運搬費	郵送料、通信費、道具・作品等運搬費等
著作権料	著作権料及びその手続きに要する経費
手数料	振込手数料
広告・印刷費	ウェブサイト制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
消耗品費	制作や発表活動等で使用する物品代等（1件10万円未満）、燃料費

※1 助成対象経費は、本助成プログラムの活動に要する経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限ります。

※2 この表に準じて必要な費目を追加することは可能ですが、助成金対象の可否について、事前に信州アーツカウンシルへの確認が必要です。